

(証券コード7855)

平成30年6月7日

株 主 各 位

大阪市城東区新喜多二丁目6番14号
カーディナル株式会社
代表取締役社長 山 田 弘 直

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市城東区蒲生四丁目1番54号
カーディナル蒲生ビル3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第51期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
議 案 剰余金の処分の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.cardinal.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

[平成29年4月1日から平成30年3月31日まで]

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府が打ち出した経済・金融政策等により企業収益や雇用情勢は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、不安定な海外情勢の動向も懸念され、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下において当社は総力を挙げてお客様のニーズに合った製品作りに注力するとともに、原価管理体制を強化し、販売価格の競争力を高めるよう努めてまいりました。さらには、安定的な収益を確保するためには販売代理店の確保が重要課題であり、印刷関連の販売代理店はもとより、印刷関連以外のITベンダーやシステムインテグラー等カードに係わる新規販売代理店の開拓に営業活動を推進いたしました。インターネット（Web）上ではCard Market.jp（サテライトオフィス）により、最新情報やサービスを迅速に解り易く提供し、また、カードにAR（tARget ARアプリ）を付加したサービスにより既存の販売代理店とのさらなる強化、今までにない販売代理店の確保に着手してまいりました。しかしながら、個人消費のマインドの低下や企業の販売促進費・広告宣伝費がICT分野での費用増加も重なりカード媒体への予算支出に対する今まで以上の慎重姿勢に加え、安定した受注が見込める地方自治体や流通（小売店）業界での競争が激化し収益性の低い受注の比率が増加したこともあり、経営環境は厳しい状況で推移いたしました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高は1,166,823千円と前事業年度に比べ4.1%の減収となり、利益につきましては、営業利益が102,995千円と前事業年度に比べ20.5%減少し、経常利益が115,080千円と前事業年度に比べ22.7%減少しましたが、当期純利益は73,822千円と前事業年度に比べ45.6%の増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、22,032千円であり、その主なものは、合理化・省力化を目的とした印刷設備であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては、増資、社債発行による資金調達は行っておりません。

なお、当事業年度中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 48 期 平成26年4月から 平成27年3月まで	第 49 期 平成27年4月から 平成28年3月まで	第 50 期 平成28年4月から 平成29年3月まで	第51期 平成29年4月から 平成30年3月まで
売 上 高 (千円)	1,264,327	1,221,868	1,216,718	1,166,823
経 常 利 益 (千円)	158,698	136,867	148,866	115,080
当 期 純 利 益 (千円)	109,166	87,610	50,710	73,822
1株当たり当期純利益 (円)	53.62	43.04	24.91	36.26
総 資 産 (千円)	2,777,158	2,720,167	2,821,525	2,938,913
純 資 産 (千円)	2,171,887	2,117,599	2,225,386	2,272,880
1株当たり純資産額 (円)	1,066.87	1,040.20	1,093.15	1,116.48

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社が対処すべき当面の課題としては、①中部地域を含む東日本地域を重点としたさらなる製品販売代理店の獲得およびW e b 上での新規製品販売代理店の獲得、並びに「tA Rget」ARプロモーションで、今までに無いI C T 関連企業の新規販売代理店の獲得、②デジタル（オンデマンド）印刷方式によるI Dカードや小ロット多品種型の安価な短納期カードの販売強化、③あらゆる素材のカードにバーコード・QRコード・ユニークI D・可変情報を券面印刷するカードやそのカードにラベルを貼り付けてラベルとカードにワンパス印字する（ラベル付きカード）並びにそのカードに申込用紙を自動で貼り付けマッチングする（カードと申込用紙一体型）即時発行型製品の販売強化、④I Cカード（非接触式）の販売促進と売上高増加、⑤環境に優しいエコ製品植物系プラスチックカード「バイオプラカード」の販売促進の5点が挙げられます。

①当社のお客様のほとんどは印刷会社とその関連会社であり、そのお客様を販売代理店と位置付けております。おかげさまで現在6,649社の販売代理店と取引を行っておりますが、そのうち東日本地域（中部地域を含む）での販売代理店は3,074社であり、西日本地域の販売代理店を僅かに下回っております。市場規模を考慮しますとより一層の販売代理店の増加と売上高の増加が図れるものと思われれます。また、インターネット（W e b）上でのCard Market. jp（サテライトオフィス）により、既存の販売代理店への最新情報やサービスを迅速に解り易く提供し、新製品のダイレクトメールの送付や印刷関連の展示会への出展など新規販売代理店の拡充を図ります。さらに「tA Rget」ARプロモーションのサービス提供により今までに無いI T業界（異業種）の新規販売代理店の確保に注力し、既存の印刷関連販売代理店にはカード以外（印刷媒体）でもサービスを提供し、今まで以上に強固な関係を構築できるように推進してまいります。

②当社が受注生産しているものは全てユーザーオリジナルのデザインであり、もともと小ロット多品種生産を得意とする企業であります。加えて、最先端のデジタル（オンデマンド）印刷機を導入したことにより、最低ロット1枚から印刷が可能となり、納期も短縮され、価格も安く提供できるようになりました。この新しいデジタル（オンデマンド）印刷機は素材を選ぶことなく、PVCやPET、PET-G等でカードを製造することが可能となったため顧客のニーズにも幅広く応えることができるようになりました。

また、オンデマンド印刷方式の特筆すべき点としては、フィルム、刷版が不要となることにより各工程でのエネルギー、薬品、資材、廃棄物等の削減を挙げることができます。

このことからオンデマンド印刷方式によるカードの普及と収益の拡大を図ることが課題であります。

③近年、情報の記録媒体が磁気カードからバーコード・2次元バーコードカードが主流になりつつあり、これらのカードは主に流通業界の物品販売の量販店で多く採用される傾向にあります。小ロットではなく大ロット（大口顧客）にあたり、あらゆる素材の券面に高速で高品質の印刷が可能な機械とそれらのカードの番号を読み取り台紙に貼り付けてマッチングする機械の導入により高速・短納期・高品質であるため価格的にも競争力があり、今まであまり取り込めなかった大口顧客への拡販を図り、且つ大口顧客以外の顧客にも販売強化を進めてまいります。

④RFIDとは電波を使っての認識技術のことで、アンテナ付きICチップを利用したものが主流となっております。その中にはラベルやキーホルダー状になったものやカード状になったものがあり、当社ではその中でカード状になったもの、即ちICカード（非接触式）を取り扱っております。

社会的にRFIDが普及していくボトルネックは、さまざまな周波数・通信方式のチップがあり、それぞれに対応するシステムが必要だということです。社会的なインフラ整備を見ながら、当社でもICカード製造工程を増やしていくこと、また、どこに軸足を置くのか、時流を見誤らないようにすることが課題であります。

⑤元来、ポリエステル素材を使ったPETカードや再生ペットボトルを25%以上使用した再生PETカードなどは、多種多様なポイントカードとして製造しております。より環境に優しいエコ製品植物系プラスチックカード「バイオプラカード」は、前者に比べて材料コストが高く表面の加工適性にも多少の難点もあり、なかなか採用されないのが現状でしたが、素材の価格も改定され、加工適性も遜色無くできるようになりましたので、環境に優しいエコ製品植物系プラスチックカード「バイオプラカード」の販売を促進していきたいと考えております。

(6) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社は各種カードの製造およびその製品の販売を主な事業としております。
主な製品は次のとおりであります。

印鑑登録証	キャッシュカード
クレジットカード	身分証明書（IDカード）
会員カード	診察券
ICカード（非接触式）	

(7) 主要な営業所および工場（平成30年3月31日現在）

名称	所在地
本社	大阪市城東区
東京支社	東京都千代田区
九州営業所	福岡市博多区
名古屋営業所	名古屋市中区
四国工場	愛媛県西予市

(8) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76名	9名減	42.9歳	17.8年

(注) 従業員数には使用人兼務役員および臨時従業員を含めておりません。

(9) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社伊予銀行	96,665千円
株式会社池田泉州銀行	62,339千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	24,177千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,572,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,143,000株（自己株式107,244株を含む。）
- (3) 株主数 1,751名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
山 田 弘 直	150	7.36
山 田 美 紀	150	7.36
元 屋 地 文 明	125	6.14
カーディナル従業員持株会	70	3.47
大 早 義 文	70	3.43
株 式 会 社 伊 予 銀 行	70	3.43
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	70	3.43
株 式 会 社 S B I 証 券	65	3.22
加 藤 亜 弥	50	2.45
加 藤 玄 也	50	2.45
松 永 里 佳	50	2.45

- (注) 1. 当社は、自己株式を107,244株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。
2. 持株比率は、自己株式（107,244株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 弘 直	
代表取締役専務	大 早 義 文	
取 締 役	加 藤 玄 也	経理部長
取 締 役	宮 家 正 行	財務部長
取 締 役	平 野 秀 明	アルポルト株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	中 尾 陽 二	
監 査 役	藤 井 幸 雄	日本ビジネス・フォーム株式会社代表取締役社長
監 査 役	湯 朝 健 夫	

- (注) 1. 取締役平野秀明氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役中尾陽二氏および藤井幸雄氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	5名（1名）	41,859千円（655千円）
監査役（うち社外監査役）	1名（1名）	655千円（655千円）
合計（うち社外役員）	6名（2名）	42,514千円（1,310千円）

- (注) 1. 平成12年1月21日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。）、監査役の報酬額を年額20,000千円以内と決議いただいております。
2. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額3,532千円（取締役5名に対し3,477千円（うち社外取締役1名に対し55千円）、監査役（社外監査役）1名に対し55千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役平野秀明氏は、アルポルト株式会社の代表取締役社長であります。当社とアルポルト株式会社との間には特別の関係はありません。

監査役藤井幸雄氏は、日本ビジネス・フォーム株式会社の代表取締役社長であります。当社と日本ビジネス・フォーム株式会社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	平 野 秀 明	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地からの意見を述べております。
社外監査役	中 尾 陽 二	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、必要に応じ、経営者としての専門的見地からの意見を述べております。
社外監査役	藤 井 幸 雄	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地からの意見を述べております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ネクサス監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	14,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、次のとおり内部統制システムの体制整備に必要な基本方針を決議しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の行動規範の基準指針として「カーディナル会社綱領」、社員個々の倫理規範として「社員心得」を併記した携行カードの形で各社員に携帯させることにより、法令・定款その他の社内規定、企業倫理等を遵守した行動を取るための体制をとっている。

会社のコンプライアンスを統括する担当取締役を任命し、担当取締役により、コンプライアンスに関する社内規定を定め、会社全体のコンプライアンスの構築・運用を図っている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する文書その他の情報は、「取締役会規程」、「文書管理規程」、社内規定に従い適切に保存管理を行うものとする。

各取締役または各監査役は、必要があるとき、随時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規程を定め、管理部門にリスク管理委員会を設置し、定期的なリスク評価を行うことにより、リスク管理体制を維持増進させる。

不測のリスクが生じた場合には、代表取締役を長とする緊急対策本部を設置し、危機に即応した必要な施策を実施することにより損失の拡大を防止するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを担保するため、月1回の取締役会の他、必要に応じ取締役会を開催し、経営に関する重要事項の意思決定の他、業務執行状況の管理・監督を行う。

「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」に基づき、意思決定ルールを整備し、適正かつ効率的な職務執行を確保する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は必要に応じて、監査役の業務補助のため、特定の使用人にその補助業務を命ずることができる。その人事については、当該使用人の所属長の同意を必要とする。

また、指名された当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役等の指揮命令は受けないものとする。

⑥ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および使用人は、業務執行に際して、重大な法令違反、定款違反、不正行為または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとする。

取締役および使用人が、上記に係る報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを禁止するものとする。

⑦ 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用および債務を処理するものとする。

⑧ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と可能な限り会合をもち、業務報告に加え、会社の運営に関する意見の交換を行うことにより意思の疎通を図るものとする。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力および団体、個人とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。

また、警察当局をはじめとする関係機関などと十分に連携を図るとともに、使用人に対して、反社会的勢力への対応について教育・研修を継続して行うこととする。

⑩ リスク管理体制の整備の状況

当社では、経営に重要な影響を及ぼすリスクについて、取締役会および稟議制度に基づき意思決定が行われるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会を定期的開催し、法令等に定められた事項や経営にかかわる重要な事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互の業務執行を監督しました。

また、取締役会においてリスク管理委員会を開催する必要性について検討し、網羅的に掌握した当社全体のリスクに対する管理状況を確認しました。

② 監査役会を定期的開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査しました。

③ 監査役と代表取締役は可能な限り会合をもち、業務報告に加え、会社の運営に関する意見の交換を行いました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,763,365	流 動 負 債	309,656
現金及び預金	1,275,238	支払手形	117,329
受取手形	177,304	買掛金	46,353
売掛金	186,150	短期借入金	10,000
商品及び製品	82	1年内返済予定の長期借入金	45,996
仕掛品	48,282	未払金	13,378
原材料及び貯蔵品	67,968	未払費用	2,153
前払費用	2,643	未払法人税等	30,791
繰延税金資産	8,602	未払消費税等	10,886
貸倒引当金	△2,907	預り金	9,111
固 定 資 産	1,175,548	賞与引当金	14,800
有 形 固 定 資 産	686,483	その他の	8,856
建物	255,234	固 定 負 債	356,377
構築物	3,135	長期借入金	127,185
機械及び装置	129,565	再評価に係る繰延税金負債	2,366
車両運搬具	404	退職給付引当金	145,265
工具、器具及び備品	7,946	役員退職慰労引当金	80,758
土地	290,196	資産除去債務	801
無 形 固 定 資 産	3,230	負 債 合 計	666,033
ソフトウェア	2,161	純 資 産 の 部	
その他	1,068	科 目	金 額
投資その他の資産	485,834	株 主 資 本	2,459,927
投資有価証券	235,882	資 本 金	323,200
破産更生債権等	255	資 本 剰 余 金	100,600
繰延税金資産	68,102	資 本 準 備 金	100,600
保険積立金	178,502	利 益 剰 余 金	2,079,137
その他	3,347	利 益 準 備 金	38,000
貸倒引当金	△255	その他利益剰余金	2,041,137
資 産 合 計	2,938,913	別 途 積 立 金	1,850,000
		繰越利益剰余金	191,137
		自 己 株 式	△43,010
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△187,047
		その他有価証券評価差額金	△16,134
		土 地 再 評 価 差 額 金	△170,912
		純 資 産 合 計	2,272,880
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,938,913

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,166,823
売 上 原 価		794,851
売 上 総 利 益		371,971
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		268,976
営 業 利 益		102,995
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	11,864	
そ の 他	1,646	13,510
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,150	
そ の 他	273	1,424
経 常 利 益		115,080
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,341	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	165	3,507
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	12,090	12,112
税 引 前 当 期 純 利 益		106,475
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38,966	
法 人 税 等 調 整 額	△6,314	32,652
当 期 純 利 益		73,822

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成29年4月1日 期首残高	323,200	100,600	100,600	38,000	1,800,000	195,815	2,033,815	△43,010	2,414,605
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△28,500	△28,500		△28,500
別途積立金の積立					50,000	△50,000	-		-
当期純利益						73,822	73,822		73,822
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	50,000	△4,677	45,322	-	45,322
平成30年3月31日 期末残高	323,200	100,600	100,600	38,000	1,850,000	191,137	2,079,137	△43,010	2,459,927

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成29年4月1日 期首残高	△18,306	△170,912	△189,218	2,225,386
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△28,500
別途積立金の積立				-
当期純利益				73,822
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)	2,171		2,171	2,171
事業年度中の変動額合計	2,171	-	2,171	47,493
平成30年3月31日 期末残高	△16,134	△170,912	△187,047	2,272,880

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

なお、複合金融商品について、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができない場合は、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上しております。

時価のないもの 総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

少額減価償却資産（リース資産を除く）

取得価額が100千円以上200千円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払いに充てるため、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額（中小企業退職金共済制度からの給付額を除く。）を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金

役員退職による退職慰労金の支払いに充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理について

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,756,153千円

(3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年6月29日公布法律第94号）に基づき事業用土地の再評価を行い、差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

なお、繰延税金資産は計上しておりません。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳

簿価額との差額…………… △24,223千円

3. 損益計算書に関する注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の種類及び総数に関する事項 普通株式 2,143,000株

(3) 自己株式の数に関する事項 普通株式 107,244株

(4) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

平成29年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 14,250千円

1株当たり配当額 7円

基準日 平成29年3月31日

効力発生日 平成29年6月29日

平成29年11月1日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	14,250千円
1株当たり配当額	7円
基準日	平成29年9月30日
効力発生日	平成29年12月4日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成30年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議予定であります。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	14,250千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、原則として安全性の高い金融資産（複合金融商品を含む）で余剰資金を運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては主に自己資金で賄う方針であり、多額の設備投資資金に関しては銀行借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社与信限度管理規則に基づき、顧客の債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金並びに未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務は、その決済時において流動性リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰表を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,275,238	1,275,238	—
(2) 受取手形	177,304	177,304	—
(3) 売掛金	186,150	186,150	—
(4) 投資有価証券	235,882	235,882	—
資産計	1,874,575	1,874,575	—
(1) 支払手形	117,329	117,329	—
(2) 買掛金	46,353	46,353	—
(3) 短期借入金	10,000	10,000	—
(4) 未払金	13,378	13,378	—
(5) 未払法人税等	30,791	30,791	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	173,181	173,696	515
負債計	391,033	391,548	515

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある投資有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,275,238	—	—	—
受取手形	177,304	—	—	—
売掛金	186,150	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
社債	22,864	81,405	—	84,108
合計	1,661,558	81,405	—	84,108

(注) 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	46,829	39,352	29,355	11,649

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動の部）

賞与引当金	4,484千円
貸倒引当金	789千円
未払事業税	2,179千円
その他	1,148千円

繰延税金資産合計 8,602千円

繰延税金資産（固定の部）

退職給付引当金	43,724千円
役員退職慰労引当金	24,308千円
貸倒引当金	68千円
ゴルフ会員権評価損	3,321千円
その他有価証券評価差額金	4,856千円
その他	241千円

繰延税金資産小計 76,521千円

評価性引当額 △8,419千円

繰延税金資産合計 68,102千円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,116円48銭
(2) 1株当たり当期純利益	36円26銭

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

カーディナル株式会社
取締役会 御中

ネクサス監査法人

代表社員 公認会計士 高谷和光 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 岩本吉志子 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カーディナル株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

カーディナル株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 中 尾 陽 二 ⑩

監 査 役(社外監査役) 藤 井 幸 雄 ⑩

監 査 役 湯 朝 健 夫 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する長期的かつ総合的な利益の拡大と、安定的な経営基盤の確保を重要な経営目標と位置付けております。配当につきましては、再投資のための内部留保と安定的な配当を念頭におきながら、財政状態、利益水準および配当性向等を総合的に勘案した結果、当期の期末配当およびその他剰余金の処分は次のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額 14,250,292円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 50,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 50,000,000円

以上

株主総会会場ご案内略図

大阪市城東区蒲生四丁目1番54号 カーディナル蒲生
TEL 06-6934-4141



■ JR 京橋駅ホームより徒歩約20分

■ JR 鳴野駅ホームより徒歩約13分

※申し訳ございませんが、当会場には駐車場はございません。